

京業セン発 02-17 号事  
令和 02 年 9 月 9 日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

## **【重要】二条城のりば運営について**

二条城事務所より連絡です。

以前より通達にて発信しておりましたが、のりばに関する苦情等が寄せられている為、再度**二条城タクシー乗降場等の運営について**別紙確認お願い致します。

先方より、運用ルールを守らない車両（**6台目待機で堀川通にはみ出す行為等**）への**入構禁止**や**のりば廃止**等、厳しい通告が寄せられています。**入構禁止**については、別紙にも記載されておりますが**当該の車両や乗務員だけでなく、所属会社・組合など全体への処置**を行う場合も想定されます。

乗務員1人の行動が、会社全体に影響を及ぼす事を今一度認識していただき、業務の遂行に努めていただきたいと思います。

事業者の皆様におかれましては、事態を軽視せず、緊張感をもって通告を受け止めていただきたいと思います。

以上

上記につきまして、貴社乗務員・貴組合員へ周知徹底をお願い致します。